

昭和四十年通商産業省令第五十四号

電気関係報告規則

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第百六条の規定に基づき、電気関係報告規則を次のように制定する。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）以下「法」という。、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号。以下「令」という。）及び電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に關する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。

二 「インバランス」とは、次に掲げるものをいう。

イ 一般送配電事業者又は配電事業者が小売供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する電気の量との三十分を単位とした差  
ロ 一般送配電事業者又は配電事業者が非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差  
ハ 一般送配電事業者又は配電事業者が発電等用電気工作物を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電等用電気工作物の発電又は放電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差

ニ 一般送配電事業者又は配電事業者が特定卸供給を行う事業を営む他の者から受電した電気の量と当該他の者があらかじめ申し出た電気の量との三十分を単位とした差  
三 「主要電気工作物」とは、小規模発電設備に属するもの（太陽電池発電設備に属するもの（太陽電池、変圧器、負荷時電圧調整器、

負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）及び風力発電設備に属するもの（風力機関、発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置）に限る。及び施行規則別表第三の電気工作物の種類の欄に掲げる電気工作物のうち次に掲げるものをいう。  
イ 水力発電所に属するものにあつては、ダム、取水設備、沈砂池、導水路、放水路、ヘッドタンク、サージタンク、水圧管路、水車、揚水式発電所における揚水用のポンプ、貯水池、調整池、発電機（出力三万キロワット以上のものに限る。）、変圧器（電圧十七万ボルト以上かつ容量が十萬キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、負荷時電圧調整器（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、調相機（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量二万キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、電力用コンデンサー（送電電圧十七万ボルト以上の発電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、周波数変換機器（容量十五萬キロボルトアンペア以上のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、整流機器（容量十五萬キロボルトアンペア以上の直流電源用のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の送電線引出口のものに限る。以下ロからトまでにおいて同じ。）、  
ロ 火力発電所に属するものにあつては、蒸気タービン、ボイラー、独立過熱器、蒸気

貯蔵器、蒸気井、ガスタービン、内燃機関、燃料設備、ばい煙処理設備、液化ガス設備、ガス化炉設備、脱水素設備並びに施行規則別表第二の発電所の二の（一）の下の欄に掲げる発電設備に係る発電機、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器及び遮断器  
ハ 燃料電池発電所に属するものにあつては、燃料電池設備（出力五百キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五百キロボルトアンペア以上のものに限る。）、  
ニ 太陽電池発電所に属するものにあつては、太陽電池（出力五十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量五十キロボルトアンペア以上のものに限る。）、  
ホ 風力発電所に属するものにあつては、風力機関、発電機（出力二十キロワット以上のものに限る。）、変圧器、負荷時電圧調整器、負荷時電圧位相調整器、調相機、電力用コンデンサー、分路リアクトル、限流リアクトル、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量二十キロボルトアンペア以上のものに限る。）、  
ヘ 蓄電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量二萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、分路リアクトル及び限流リアクトル（電圧十七万ボルト以上の蓄電所に係る容量一萬キロボルトアンペア

ア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電力貯蔵装置（出力一萬キロワット以上又は容量八萬キロワットアワー以上のものに限る。）、  
ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、  
チ 送電線路に属するものにあつては、電線（ケーブルを含み、電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）及び支持物（電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の開閉所の送電線引出口のものに限る。）、  
リ 需要設備に属するものにあつては、遮断器（他の者が設置する電気工作物と電氣的に接続するための受電電圧一萬ボルト以上のものに限る。）、変圧器（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）、周波数変換機器及び整流機器（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、調相機及び分路リアクトル（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電線（ケーブルを含み、電圧五萬ボルト

ア以上のものに限る。）、周波数変換機器、整流機器、遮断器及び逆変換装置（容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電力貯蔵装置（出力一萬キロワット以上又は容量八萬キロワットアワー以上のものに限る。）、  
ト 変電所に属するものにあつては、変圧器、負荷時電圧調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、負荷時電圧位相調整器（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、調相機（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量二萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧十七万ボルト以上の変電所に係る容量一萬キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、  
チ 送電線路に属するものにあつては、電線（ケーブルを含み、電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）及び支持物（電圧十七万ボルト以上の送電線路のものに限る。）並びに遮断器（電圧十七万ボルト以上の開閉所の送電線引出口のものに限る。）、  
リ 需要設備に属するものにあつては、遮断器（他の者が設置する電気工作物と電氣的に接続するための受電電圧一萬ボルト以上のものに限る。）、変圧器（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、ただし、放電灯用変圧器、試験用変圧器等の特殊用途に供されるものを除く。）、周波数変換機器及び整流機器（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）、電力用コンデンサー（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上の群に属するものに限る。）、調相機及び分路リアクトル（電圧一萬ボルト以上かつ容量一萬キロボルトアンペア以上のものに限る。）並びに電線（ケーブルを含み、電圧五萬ボルト

- 以上の電線路のものに限る。）及び支持物（電圧五万ボルト以上の電線路のものに限る。）
- 四 「電気火災事故」とは、漏電、短絡、せん絡その他の電氣的要因により建造物、車両その他の工作物（電気工作物を除く）、山林等に火災が発生することをいう。
- 五 「破損事故」とは、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること又はその使用が不可能となり、若しくはその使用を中止することを含む。
- 六 「主要電気工作物の破損事故」とは、別に告示する主要電気工作物を構成する設備の破損事故（部品の交換等により当該設備の機能を従前の状態までに容易に復旧する見込みのある場合を除く。）をいう。
- 七 「供給支障事故」とは、破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の利用者（当該電気工作物を管理する者を除く。以下この条において同じ。）に対し、電気の利用が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再開路されることにより電気の利用が停止が終了した場合を除く。
- 八 「供給支障電力」とは、供給支障事故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差をいう。
- 九 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。
- 十 「発電支障事故」とは、発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備（発電事業の用に供するものに限る。）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることを含む。
- 十一 「放電支障事故」とは、蓄電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該蓄電所が直ちに運転を停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることを含む。

十二 「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、別に告示する電気工作物（原子力発電工作物を除く。）であつて、ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用するものをいう。	十三 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物」とは、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物であつて、使用されている絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの重量の割合が〇・五パーセントを超えるものをいう。			
<p>（定期報告）</p> <p>第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告番号及び報告期限の欄に掲げるところに従ひ、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。</p>				
報告書名	報告対象者	様式	報告期限	報告先
一 発電電気事業者	二 設備	様式	様式	様式
電月報	一般送配電事業者	第二十五号	毎月	経済産業大臣
資金報	業者、送電事業者	第三十号	毎年	経済産業大臣
	業者、配電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	第三十号	毎年	経済産業大臣

三 一般法第五十七条様式第三号	三 一般法第五十七条様式第三号	五月末	物の設置場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の監督部長及び支部長及び中部近畿産業保安監督部長を含まむ。以下同じ。）
四 電気法第三十八条様式第八号	四 電気法第三十八条様式第八号	七月末	経済産業大臣
五 自家法第二十八条様式第九号	五 自家法第二十八条様式第九号	四月末	物の設置場所を管轄する経済産業局長（経済産業局局長、電力・ガス事業北陸支局長を含む。）
六 ポリ法第三十八条様式第十号	六 ポリ法第三十八条様式第十号	七月末	経済産業大臣

七 電力様式第十一の表	七 電力様式第十一の表	十一月の報告	電力の取引所
八 卸電	八 卸電	十一月の報告	卸電
九 溶接自主検査	九 溶接自主検査	六月末	溶接自主検査
十 特定一般送配電事業者	十 特定一般送配電事業者	六月末	特定一般送配電事業者
十一 市一般送配電事業者	十一 市一般送配電事業者	六月末	市一般送配電事業者
十二 町村別送配電事業者	十二 町村別送配電事業者	六月末	町村別送配電事業者
十三 特法第三十条の二	十三 特法第三十条の二	五月末	特法第三十条の二

（大規模契約解約等の報告）

第二条の二 小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者は、次の表の報告を要する場合は、次の表の報告書名、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従ひ、経済産業大臣に提出しなければならない。

報告を要する場合	報告書	報告書	報告書
一 その締結している小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新模範を行わない旨の申出を行う日契の後九十日以内の間に、次約の各号に掲げる契約の区分に解約して当該各号に定める数以上の契約の解除若しくは解約等する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日契の起算して七日前の日まで	二 次に掲げる要件のいずれかに該当する小売電気事業者規又は登録特定送配電事業者が模その事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨廃の周知を開始する場合	三 周知を開始する日の前日報告に締結している低圧需告に係る小売供給に関する契約の数が一万以上又はこれらの契約に係る販売電力量（周知を行う日の属する月の前々月の販売電力量をいう。以下この号において同じ。）が四百万キロワットアワー以上	四 周知を開始する日の前日報告に締結している高圧需告に係る小売供給に関する契約の数が三百以上又はこれらの契約に係る販売電力量が八百万キロワットアワー以上
報告期限	解除若しくは解約する旨又は更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで	その事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する日の前日から起算して七日前の日まで	その事業又は小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨の周知を開始する日の前日から起算して七日前の日まで

らの契約に係る販売電力量が五百万キロワットアワー以上

2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された報告書の写しを委員会に送付しなければならない。

（事故報告）

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業者を営む者に限る。以下この項において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道營業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、蓄電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの、原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。以下この項において同じ。）に關して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場に限り。）	二 電気火災事故（工作物に限る。）	三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは、他の物件に損傷を与え、又はその機能の一部又は一部を損なつた事故	四 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故	五 次に掲げるものに属する主要電気工作物の破損事故（第一号、第二号及び第九号から第十一号までに掲げるものを除く。）	六 水力発電所、火力発電所、燃電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十キロワット以上の発電設備に係る七日間の発電支障事故	七 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故
報告先	報告先	報告先	報告先	報告先	報告先	報告先
事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
監督官	監督官	監督官	監督官	監督官	監督官	監督官
署長	署長	署長	署長	署長	署長	署長
署長	署長	署長	署長	署長	署長	署長

八 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故	九 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故	十 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故	十一 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故	十二 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故	十三 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故	十四 出力十キロワット以上の蓄電池発電所に係る七日間の放電支障事故
報告先	報告先	報告先	報告先	報告先	報告先	報告先
事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者
監督官	監督官	監督官	監督官	監督官	監督官	監督官
署長	署長	署長	署長	署長	署長	署長
署長	署長	署長	署長	署長	署長	署長

<p>十二 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又</p>	<p>八 供給支障電力が七千ワット以上七万ワット未満の供給支障事故であつて、その供給支障設置の電圧が七千ワット以上十管轄すキロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上保安監のものを（第十号及び第十二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>九 供給支障電力が十管轄すキロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のも（第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>十 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物の操作をしないことにより他の電気設置の事業者が供給支障電力が七千ワット以上十管轄すキロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のも（第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）</p>	<p>十一 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物の操作をしないことにより他の電気事業者が供給支障電力が十管轄すキロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のも</p>	<p>十二 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又</p>
<p>保産す管所の設物工電 安業る轄を場置の作気</p>					

<p>十三 ダムによつて貯留された流電気が当該ダムの洪水吐きから異常作場に放流された事故</p>	<p>十四 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物の設置の社会的に影響を及ぼした事故</p>	<p>二 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故の概要、電話等により行つたこと、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に様式第十三の報告書を作成し、提出しなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第八号から第十三号までに掲げるものうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、同様式の報告書の提出を要しない。</p>	<p>二 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故の概要、電話等により行つたこと、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。</p>	<p>二 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故の概要、電話等により行つたこと、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。</p>	<p>は特定送配電事業者が供給支障を発生させた事故</p>
<p>第三條の二 小規模事業用電気工作物を設置する者は、次の各号に掲げる事故が発生したときは、小規模事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の産業保安監督部長が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。</p>					

<p>一 大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）第二條第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又はばい煙発生施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてばい煙量（同法第六條第二項に規定するもの）を</p>	<p>二 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故の概要、電話等により行つたこと、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。</p>	<p>二 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故の概要、電話等により行つたこと、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。</p>	<p>二 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故の概要、電話等により行つたこと、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。</p>	<p>二 前項の規定による報告は、事故の発生を知つた時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故の概要、電話等により行つたこと、事故の発生を知つた日から起算して三十日以内に当該事故の詳細を記載した報告書を提出して行わなければならない。</p>	<p>いことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。） 二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。） 三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なつた事故 四 小規模事業用電気工作物に属する主要電気工作物の破損事故</p>
<p>第四條 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、次の表の届出を要する場合は、届出する者へ届け出なければならない。ただし、当該届出に係る電気工作物が原子力発電所に属するものである場合は、同表の第一号から第四号まで、第五号の二及び第六号に掲げる場合であつて、法第四十七條第一項の規定による届出を要する工事に係る場合は、この限りでない。</p>					

<p>届出を要する場合は、届出期限、届出事届出先</p>	<p>届出期限、届出事届出先</p>	<p>届出期限、届出事届出先</p>	<p>届出期限、届出事届出先</p>	<p>届出期限、届出事届出先</p>	<p>ばい煙濃度（同項に規定するものをいう。以下同じ。）若しくは煙灰の有効高さ（同法第三條第二項第一号に規定する排出の高さをいう。以下同じ。）に係るものを變更する場合</p>
<p>（公害防止等に関する届出）</p>					

<p>属する電</p>	<p>属する電</p>	<p>属する電</p>	<p>属する電</p>	<p>属する電</p>	<p>属する電</p>
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

<p>二の二 大気汚染防止法第二条第十四項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は水銀排出施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは水銀等（同条第十三項に規定するものをいう。以下同じ。）の処理の方法を変更する場合</p> <p>三 ダイオキシン類対策特別措置法（平</p>	
---	--

<p>成十一年法律第五百五号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第九号及び第十七号の四において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法であつてダイオキシン類の排出量（同法第十二条第二項に規定するものをいう。）に係るものを変更する場合</p> <p>四 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（この号、第十二号、第十三号及び第十八号において「特定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は特定施設に該当する電気工作物の使用の方法、同条第七項に規定する汚水等（以下「汚水等」という。）の処理の方法、同条第六項に規定する排出水（以下「排出水」という。）の汚染状態若しくは量（同法第四条の五第一項に規定する指定地域内事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態若しくは量を含む）、同法第二条第八項に規定する特定地下浸透水（以下「特定地下浸</p>	<p>又は需要設備に属する電気工作物に係る場合は、当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（第六号に掲げる場合がある場合は、当該発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の設置の場所を管轄する産業保安監督部長）</p>
--	---

<p>六 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に設置された発電所、蓄電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所の電気工作物であつて、同法第二条第一項の特定施設に該当するもの使用の方法を変更する場合（当該変更</p>	<p>透水」という。）の浸透の方法若しくは排水若しくは排水系統を変更する場合</p> <p>五 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定項目で表示した汚濁負荷量（以下「汚濁負荷量」という。）の測定手法を定める場合又は当該測定手法を変更する場合</p> <p>五の二 水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）に該当する電気工作物を設置する場合又は有害物質貯蔵指定施設に該当する電気工作物の使用の方法若しくは当該施設において貯蔵される同法第二条第二項第一号（第十二号の二において「有害物質」という。）に係る搬入若しくは搬出の系統を変更する場合</p>
--	---

<p>汚濁負荷量の測定手法に係る事項</p>	<p>当該変更に係る事項</p>
------------------------	------------------

<p>九 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合に於いて排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排水（同条第四項に規定するもの</p>	<p>が電気工作物の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴わない場合を除く。）</p> <p>七 現に設置している電気工作物がばい煙発生施設となつた場合においてばい煙を大気中に排出する場合</p> <p>八 現に設置している電気工作物が一般粉じん発生施設になつた場合</p> <p>八の二 現に設置している電気工作物が水銀排出施設になつた場合</p> <p>九 現に設置している電気工作物が特定施設となつた場合に於いて排出ガス（ダイオキシン類対策特別措置法第二条第三項に規定するものをいう。）を排出し、又は排水（同条第四項に規定するもの</p>
--	---





生ずるおそれがある場合	十八の二 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第四項に規定する指定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことに
生ずるおそれがある場合	十八の三 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことに

に係る被害を生ずるおそれがある場合 (ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に関する届出)	第四条の二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者(以下この条において「ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等」という。)は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の中欄に掲げる様式により、同表の下欄に掲げる期限までに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している又は予備として有している場所を管轄する産業保安監督部長(次項において「管轄産業保安監督部長」という。)へ届け出なければならぬ。	様式届出 番号 期限
一 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有していることが新たに判明し三の後述した場合(直ちに、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止し、第三号の届出をする場合を除く。)	二 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物設置者等の氏名若しくは住所第十の遅滞(法人にあつては当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を設置している三又は予備として有している事業場の名称又は所在地)に変更があつた場合又は当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置若しくは予備の別に変更があつた場合	様式届出 番号 期限
三 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止した場合	四 ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の破損その他の事故が発生し、第十の遅滞なく、ポリ塩化ビフェニル含有絶縁油が構内以外に排出された、又は地下に浸透した場合	様式届出 番号 期限
2 高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を現に設置している又は予備として有している者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物		様式届出 番号 期限

について、毎年度の管理の状況(以下この条において「管理状況」という。)を翌年度の六月三十日までに、様式第十三の六により、管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。また、直前に届け出た管理状況に記載した高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物を廃止する予定の年月を変更する場合には、遅滞なく、変更後の管理状況を管轄産業保安監督部長へ届け出なければならない。

**第五条** 自家用電気工作物(原子力発電工作物及び小規模事業用電気工作物を除く。)を設置する者は、次の場合は、遅滞なく、その旨を当該自家用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

一 発電所、蓄電所若しくは変電所の出力又は送電線路若しくは配電線路の電圧を変更した場合(法第四十七条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は法第四十八条第一項の規定による届出をした工事に伴い変更した場合を除く。)

二 発電所、蓄電所、変電所その他の自家用電気工作物を設置する事業場又は送電線路若しくは配電線路を廃止した場合

**第六条** 卸電力取引所の会員の變更の報告(卸電力取引所の会員の變更の報告)

変更があつた場合には、遅滞なく、様式第十四の取引会員情報を委員会に報告しなければならない。

**附則 抄**

1 この省令は、法の施行の日(昭和四十年七月一日)から施行し、第二条第一項の表第十号、第十三号および第十六号ならびに第四条第一項の表第三号および第四号については提出期限が昭和四十年八月一日以後である報告書から、第二条第一項の表第十七号および第十八号については提出期限が昭和四十年十二月一日以後である報告書から適用する。

2 電気に関する定期報告規則(昭和二十八年通商産業省令第十八号。以下「旧規則」という。)、電気事故関係報告規則(昭和三十七年通商産業省令第四十七号)および電力用炭の代金債務を消滅させる場合等に関する報告に関する省令(昭和三十八年通商産業省令第八号)は、廃止する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和四三年七月一日通商産業省令第七八号) 抄**

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和四三年一月三〇日通商産業省令第二二二号) 抄**

1 この省令は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

**附則(昭和四五年三月二七日通商産業省令第一五号) 抄**

1 この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

**附則(昭和四六年四月一日通商産業省令第三二二号) 抄**

1 この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和四六年六月二四日通商産業省令第六六号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和四七年八月二八日通商産業省令第一〇二二号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和五〇年七月三日通商産業省令第六七号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和五一年四月三〇日通商産業省令第三〇号)**

1 この省令は、昭和五十一年五月一日から施行する。

2 この省令の施行後最初に提出するダム漏水状況報告及びばい煙量等測定四半期報については、改正後の電気関係報告規則(昭和四十年通商産業省令第五十四号)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

**附則(昭和五二年一月二二日通商産業省令第七号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和五四年一月一日通商産業省令第一〇七号)**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則(昭和五五年三月三一日通商産業省令第九号)**

1 この省令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業年報であつて同項の規定による報告期限が昭和五十五年七月三十一日であるもの、同項の表に掲げる発電電月報、第三水曜日電力需給四半期

報、電灯電力需要月報及びばい煙量等測定四半  
期報であつて同項の規定による報告期限が同年  
四月三十日であるもの、同項の表に掲げる建設  
工事実施状況月報であつて同項の規定による報  
告期限が同年四月二十日であるもの、同項の表  
に掲げる設備資金年報であつて同項の規定によ  
る報告期限が同年六月三十日であるもの並びに  
同項の表に掲げる電気事故年報であつて同項の  
規定による報告期限が同年五月三十一日である  
ものについては、なお従前の例による。

3 改正前の第三条第一項及び第六条第一項の表  
に掲げる事故であつて速報及び詳報の報告期限  
が改正後になるものについては、なお従前の例  
による。

附 則 (昭和五十六年八月二〇日通商産業  
省令第五四号)

この省令は、昭和五十六年八月二十一日から  
施行する。

附 則 (昭和五十八年一月二六日通商産  
業省令第八七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月九日通商産業省  
令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月二八日通商産業  
省令第一六号)

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行  
する。

附 則 (昭和六十二年四月一日八日通商産業  
省令第二七号)

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の  
第四条第一項の表第一号については、報告期限  
が昭和六十三年六月一日以後である報告書から  
適用する。

2 改正前の第二条第一項の表に掲げる電気事業  
年報であつて同項の規定による報告期限が昭和  
六十三年七月三十一日であるもの、同項の表に  
掲げる発電電月報、電灯電力需要月報、ダム漏  
水状況報告、ばい煙量等測定四半期報及び周波  
数測定四半期報であつて同項の規定による報告  
期限が同年四月三十日であるもの、同項の表に  
掲げる建設工事実施状況月報であつて同項の規  
定による報告期限が同年四月二十日であるもの  
並びに同項の表に掲げる一般用電気工作物調査  
年報、貯水池及び調整池土砂たい積状況年報並  
びに需要家停電期報であつて同項の規定による  
報告期限が同年五月三十一日であるものについ  
ては、なお従前の例による。

3 改正前の第四条第一項の表に掲げる貯水池お  
よび調整池土砂たい積状況年報であつて同項の  
規定による報告期限が昭和六十三年五月三十一  
日であるもの並びに同項の表に掲げるダム漏水  
状況報告及びばい煙量等測定四半期報であつて  
同項の規定による報告期限が同年四月三十日で  
あるものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年七月一日通商産業省令  
第四二号) 抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
(施行期日)

附 則 (平成元年八月二日通商産業省令  
第五四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年八月三一日通商産業省  
令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年一月二八日通商産業  
省令第六三三号)

この省令は、平成二年十二月一日から施行す  
る。

附 則 (平成三年五月九日通商産業省令  
第二七号)

この省令は、平成三年五月十五日から施行す  
る。

附 則 (平成三年六月二六日通商産業省  
令第三〇号)

この省令は、平成三年六月三十日から施行す  
る。

この省令の施行前にした行為に対する罰則の  
適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成四年三月三一日通商産業省  
令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日通商産業省  
令第二四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年一〇月一八日通商産業  
省令第七九号)

この省令は、平成八年四月一日から施行す  
る。  
2 この省令による改正後の電気関係報告規則第  
二条、第四条、第七条及び第八条の規定は、報

告期限が平成八年八月一日以後である報告書の  
提出から適用する。ただし、次の各号に掲げる  
規定は、報告期限が当該各号に掲げる日以後で  
ある報告書の提出から適用する。  
一 第二条第一項の表第四号及び第五号に係る  
部分 平成八年四月一日  
二 第二条第一項の表第二号及び第八号並びに  
第四条の表第三号に係る部分 平成八年五月  
一日

3 この省令の施行日前の事項に関する報告書の  
提出については、この省令による改正前の電気  
関係報告規則(以下「旧規則」という。)第二  
条、第四条、第七条及び第八条の規定(第二条  
第一項の表第三号、第四号、第七号、第九号、  
第十三号、第十五号、第十六号及び第十八号並  
びに第四条の表第四号に係る部分を除く。)は、  
この省令の施行後も、なおその効力を有する。

4 この省令の施行日前に発生した旧規則第三  
条第一項及び第六条第一項の表に掲げる事故に係  
る報告書については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年三月二九日通商産業省  
令第二二号) 抄

第一条 この省令は、平成八年四月一日から施行  
する。  
(施行期日)

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業  
省令第三四号) 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行  
する。

附 則 (平成一一年三月三一日通商産業  
省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年二月三日通商産業  
省令第一〇九号)

この省令は、平成十二年四月一日から施  
行する。

第二条 この省令の施行の日前に発生した、この  
省令による改正前の電気関係報告規則に係る報  
告については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年一月一四日通商産業  
省令第五号)

この省令は、平成十二年一月十五日から施行  
する。

附 則 (平成二二年八月二日通商産業省  
令第一四三号)

この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二二年一〇月三一日通商産  
業省令第三〇八号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行す  
る。  
附 則 (平成一三年三月二六日経済産業  
省令第四四号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及  
び合理化に関する法律(平成十一年法律第百二  
十一号)附則第四十一条の規定によりなお従前  
の例によることとされた同法第九条の規定によ  
る改正前の電気事業法第五十二条第一項の規  
定による検査の申請がされた機械又は器具の検  
査及び電気事業法施行規則の一部を改正する省  
令(平成十二年通商産業省令第六十九号)附則第  
二条の規定によりなお従前の例によることとさ  
れた通商産業省関係の基準・認証制度等の整理  
及び合理化に関する法律第九条の規定による改  
正前の電気事業法第四十九条第一項及び第五  
十条第一項の検査を指定検査機関が行ったとき  
は、この省令による改正前の電気関係報告規則  
第二条第一項の定期報告については、なお従前  
の例による。

附 則 (平成一三年六月二九日経済産業  
省令第一七九号)

この省令は、平成十三年七月一日から施行す  
る。

附 則 (平成一三年一〇月一五日経済産  
業省令第二〇五号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の際現に第四条の表第十五  
号の二の届出を要する場合の欄中に規定する別  
に告示する電気工作物であつてポリ塩化ビフェ  
ニルを含有する絶縁油を使用するものを設置し  
ている者に対する同号の規定の適用については、  
同号中「あらかじめ」とあるのは、「電気関係  
報告規則の一部を改正する省令(平成十三年経  
済産業省令第二百五号)の施行の日から一年以  
内に」とする。

附 則 (平成一四年一月二八日経済産業  
省令第一二号)

この省令は、平成十四年一月二十八日から施  
行する。ただし、第九条の次に一条を加える改  
正規定(第十条第五項第二号に係る部分に限  
る。)は、平成十四年三月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二七日経済産業省令第四五号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日経済産業省令第三六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月一日経済産業省令第二七号）  
（施行期日）  
この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行後最初に提出する改正後の電気関係報告規則（以下この条において「新規則」という。）第二条の表第一号に掲げる発受電月報及び同表第七号に掲げる自家用発電所運転半期報については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に発生したこの省令による改正前の電気関係報告規則第三条第一項の表に掲げる事故に係る報告については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三日経済産業省令第二二号）  
（施行期日）  
この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第二条 この省令の施行後最初に提出するこの省令による改正後の電気関係報告規則（以下「新規則」という。）第二条の表第一号に掲げる発受電月報及び同表第五号に掲げる自家用発電所運転半期報については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に終了する事業年度の会計に係るこの省令による改正前の電気関係報告規則第二条の表第三号に掲げる会計期間並びに同表第四号に掲げる特定電気事業固定資産及び営業収支年報については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月一日経済産業省令第二二号）  
この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年五月三十一日経済産業省令第六二号）  
この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年六月一日）から施行する。

附則（平成一七年一月二二日経済産業省令第一一四号）  
この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成一七年法律第四十四号）の施行の日（平成一七年十二月一日）から施行する。

附則（平成一八年六月二日経済産業省令第七六号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年六月二〇日経済産業省令第七八号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年二月一九日経済産業省令第九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。  
（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）  
第二条 この省令による改正後の電気関係報告規則第二条の表第一号及び同条の表第五号については、報告期限が平成二二年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

附則（平成二三年三月二日経済産業省令第一四号）  
この省令は、平成二三年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月二三日経済産業省令第一六号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年四月一日）から施行する。

附則（平成二四年六月一日経済産業省令第四四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二四年六月一日から施行する。

附則（平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号）  
この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年四月一日経済産業省令第二〇号）  
この省令は、平成二五年四月一日から施行し、報告期限が平成二五年五月一日以後である報告書の提出から適用する。

附則（平成二六年五月二九日経済産業省令第二九号）  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年三月四日経済産業省令第九号）抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、電気事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。ただし、様式第八備考中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年三月二八日経済産業省令第四〇号）  
（施行期日）  
1 この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。  
（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）  
2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則に係る報告については、なお従前の例による。

附則（平成二八年四月二八日経済産業省令第六七号）  
（施行期日）  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
（定期報告）  
2 みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定するみなし小売電気事業者をいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、翌々月末日までに、附則様式のみなし小売電気事業者報告を電力・ガス取引監視等委員会に提出しなければならない。

附則様式（附則第2条関係）

附則様式

報告様式（附則第2条関係）  
電気関係報告規則の施行  
電力・ガス取引監視等委員会 委員会 様式  
（注） みなし小売電気事業者様式

Table with 2 columns: 項目 (Item) and 内容 (Content). It lists reporting items like '発受電月報' and '自家用発電所運転半期報' with their respective reporting periods and submission methods.

備考 1. 同法とは、電気的伝導多岐による新たな電気の供給を前提とした内線設備の工事等を行う場合を指す。

目での合計値を算出して記載すること。  
4. 「及び」の併記の場合には、報告書の作成に併せて記載すること。  
5. 四捨五入の日、日本工業規格Aとすることを示す。

附則（平成二八年九月二三日経済産業省令第九一号）抄

1 この省令は、平成二八年九月二十四日から施行する。

2 この省令の施行の日前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気関係報告規則第四条の表第十五号の二又は第十六号の規定により出ている届出（ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に係る届出に限る。）は、改正後の電気関係報告規則第四条の二の表第一号又は第二号の規定による届出とみなす。

附則（平成二九年三月三一日経済産業省令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。ただし、第二条、第五条及び第八条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四十一号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

（特定卸供給の要件に関する省令の廃止）

第二条 特定卸供給の要件に関する省令（平成二八年経済産業省令第九十九号）は、廃止する。

（工事計画の届出に係る経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に施設し、又は施設に着手している騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設若しくは振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、この省令の施行により新たに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定に該当するものについては、同項の規定にかかわらず、届出を要しない。

（溶接事業者検査に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に法第五十二条第一項に基づき検査し、又は検査に着手しているものについては、第一条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の表第九号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成三一年三月二九日経済産業省令第三〇号）抄

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二八日経済産業省令第九二号）

（施行期日）

（経過措置）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月一〇日経済産業省令第一二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和四年三月三一日経済産業省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（電気関係報告規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号。次項において「改正後報告規則」という。）第二条の表第十一の項及び第十二の項の規定については、報告期限が令和四年七月一日以後である報告から適用する。

2 改正後報告規則第二条の表第十三の項の規定については、報告期限が令和四年六月一日以後である報告から適用する。

附則（令和四年三月三一日経済産業省令第二五号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年一月一日経済産業省令第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。

附則（令和四年一月三〇日経済産業省令第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百六十二号）の施行の日（令和四年十二月一日）から施行する。

（報告に係る経過措置）

第五条 この省令の施行前に発生した、この省令による改正前の電気関係報告規則第三条に係る報告については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月一四日経済産業省令第九六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二十日）から施行する。

附則（令和五年三月一〇日経済産業省令第九号）

この省令は、令和五年三月三十一日から施行する。

附則（令和五年三月二八日経済産業省令第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（令和五年三月三一日経済産業省令第一四号）抄

(施行期日)  
**第一条** この省令は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
 (電気関係報告規則に関する経過措置)  
**第三条** 施行日から令和五年四月七日までの間にその締結している小売供給に関する契約の解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う小売電気事業者、小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者及び登録特定送配電事業者に対する第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第一号の適用については、同号の報告期限の欄中「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行う日の前日から起算して七日前の日まで」とあるのは、「解除若しくは解約する旨又は契約の更新を行わない旨の申出を行った日から起算して七日以内」と読み替えるものとする。

**第四条** 第二条の規定による改正後の電気関係報告規則第二条の二第一項の表第二号の規定は、令和五年四月八日以後に小売電気事業又は小売供給を休止又は廃止する旨の周知をさせようとする者に適用し、当該日前に小売電気事業又は小売供給を休止し、又は廃止する旨の周知をさせようとする者については、なお従前の例による。

**附 則** (令和五年七月五日経済産業省令第三五号)  
 この省令は、令和五年八月一日から施行する。  
**附 則** (令和五年二月一四日経済産業省令第五七号) 抄  
 (施行期日)  
 1 この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和四年法律第七十四号)の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。  
**附 則** (令和六年三月二九日経済産業省令第二一号) 抄  
 (施行期日)  
**第一条** この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**別表(第二条関係)**  
 表番号及び当該表の名称 報告対象者 報告期限  
**第一表** 販売電力量・契小売電気事業者 約口数 業者 日

**第二表** 低圧需要に係る小売電気事業者  
 小売供給契約の料金設定業者  
 方法・契約期間等  
 毎四半期の最終月の末日から一月を経過する日

**第三表一** 再生可能エネルギー当該契約の毎事業年度の最終月の日  
 再生可能エネルギー供給の特供給主体としての最終月の日  
 小売供給契約のある小売電末日から二ヶ月を経過する日

**第三表二** 再生可能エネルギー当該契約の毎事業年度の最終月の日  
 再生可能エネルギー供給の特供給主体としての最終月の日  
 小売供給契約のある小売電末日から二ヶ月を経過する日

**第四表** インバランス発生実績  
 一般送配電事業者及び配電事業者  
 契一般送配電事業者及び配電事業者

**第五表** 電気事業者の契一般送配電事業者及び配電事業者  
 契一般送配電事業者及び配電事業者

様式第1 削除  
 様式第2 (第2条関係)  
 様式第3 (第2条関係) (略)

**様式第4** 削除  
**様式第5** (第2条関係)

様式第5 (第2条関係) (略)

**様式第6及び様式第7** 削除  
**様式第8** (第2条関係)

様式第8 (第2条関係) (略)







**表 1-2 表(1) 電気工事費概算表(電気工事費)**

年度: 令和 年 月 日

区分	品名	数量	単価	金額	計	
					数量	金額
1	配線工					
2	照明器具取付					
3	電気配線					
4	電気工事					
5	電気工事					
6	電気工事					
7	電気工事					
8	電気工事					
9	電気工事					
10	電気工事					
11	電気工事					
12	電気工事					
13	電気工事					
14	電気工事					
15	電気工事					
16	電気工事					
17	電気工事					
18	電気工事					
19	電気工事					
20	電気工事					
21	電気工事					
22	電気工事					
23	電気工事					
24	電気工事					
25	電気工事					
26	電気工事					
27	電気工事					
28	電気工事					
29	電気工事					
30	電気工事					
31	電気工事					
32	電気工事					
33	電気工事					
34	電気工事					
35	電気工事					
36	電気工事					
37	電気工事					
38	電気工事					
39	電気工事					
40	電気工事					
41	電気工事					
42	電気工事					
43	電気工事					
44	電気工事					
45	電気工事					
46	電気工事					
47	電気工事					
48	電気工事					
49	電気工事					
50	電気工事					
51	電気工事					
52	電気工事					
53	電気工事					
54	電気工事					
55	電気工事					
56	電気工事					
57	電気工事					
58	電気工事					
59	電気工事					
60	電気工事					
61	電気工事					
62	電気工事					
63	電気工事					
64	電気工事					
65	電気工事					
66	電気工事					
67	電気工事					
68	電気工事					
69	電気工事					
70	電気工事					
71	電気工事					
72	電気工事					
73	電気工事					
74	電気工事					
75	電気工事					
76	電気工事					
77	電気工事					
78	電気工事					
79	電気工事					
80	電気工事					
81	電気工事					
82	電気工事					
83	電気工事					
84	電気工事					
85	電気工事					
86	電気工事					
87	電気工事					
88	電気工事					
89	電気工事					
90	電気工事					
91	電気工事					
92	電気工事					
93	電気工事					
94	電気工事					
95	電気工事					
96	電気工事					
97	電気工事					
98	電気工事					
99	電気工事					
100	電気工事					
101	電気工事					
102	電気工事					
103	電気工事					
104	電気工事					
105	電気工事					
106	電気工事					
107	電気工事					
108	電気工事					
109	電気工事					
110	電気工事					
111	電気工事					
112	電気工事					
113	電気工事					
114	電気工事					
115	電気工事					
116	電気工事					
117	電気工事					
118	電気工事					
119	電気工事					
120	電気工事					
121	電気工事					
122	電気工事					
123	電気工事					
124	電気工事					
125	電気工事					
126	電気工事					
127	電気工事					
128	電気工事					
129	電気工事					
130	電気工事					
131	電気工事					
132	電気工事					
133	電気工事					
134	電気工事					
135	電気工事					
136	電気工事					
137	電気工事					
138	電気工事					
139	電気工事					
140	電気工事					
141	電気工事					
142	電気工事					
143	電気工事					
144	電気工事					
145	電気工事					
146	電気工事					
147	電気工事					
148	電気工事					
149	電気工事					
150	電気工事					
151	電気工事					
152	電気工事					
153	電気工事					
154	電気工事					
155	電気工事					
156	電気工事					
157	電気工事					
158	電気工事					
159	電気工事					
160	電気工事					
161	電気工事					
162	電気工事					
163	電気工事					
164	電気工事					
165	電気工事					
166	電気工事					
167	電気工事					
168	電気工事					
169	電気工事					
170	電気工事					
171	電気工事					
172	電気工事					
173	電気工事					
174	電気工事					
175	電気工事					
176	電気工事					
177	電気工事					
178	電気工事					
179	電気工事					
180	電気工事					
181	電気工事					
182	電気工事					
183	電気工事					
184	電気工事					
185	電気工事					
186	電気工事					
187	電気工事					
188	電気工事					
189	電気工事					
190	電気工事					
191	電気工事					
192	電気工事					
193	電気工事					
194	電気工事					
195	電気工事					
196	電気工事					
197	電気工事					
198	電気工事					
199	電気工事					
200	電気工事					

**表 1-2 表(2) 電気工事費概算表(電気工事費)**

年度: 令和 年 月 日

区分	品名	数量	単価	金額	計	
					数量	金額
1	配線工					
2	照明器具取付					
3	電気配線					
4	電気工事					
5	電気工事					
6	電気工事					
7	電気工事					
8	電気工事					
9	電気工事					
10	電気工事					
11	電気工事					
12	電気工事					
13	電気工事					
14	電気工事					
15	電気工事					
16	電気工事					
17	電気工事					
18	電気工事					
19	電気工事					
20	電気工事					
21	電気工事					
22	電気工事					
23	電気工事					
24	電気工事					
25	電気工事					
26	電気工事					
27	電気工事					
28	電気工事					
29	電気工事					
30	電気工事					
31	電気工事					
32	電気工事					
33	電気工事					
34	電気工事					
35	電気工事					
36	電気工事					
37	電気工事					
38	電気工事					
39	電気工事					
40	電気工事					
41	電気工事					
42	電気工事					
43	電気工事					
44	電気工事					
45	電気工事					
46	電気工事					
47	電気工事					
48	電気工事					

様式第10(第2条関係) (電機業法第107条第1項第2号の2に規定する届出書)

引当金(引当)の金額を算定する際の特例化に関する届出書  
 届出書の提出日(提出年月日) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
 事業者名 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号

備考 1 毎年1月1日までの期間に適用すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第11(第2条関係)

第1表 販売電力量・契約口数

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日

年 月分 小売電気事業者名 \_\_\_\_\_

1 販売電力量・販売額・契約口数

供給区域	特別高圧		高圧		低圧				その他需要	
	販売電力量 (10 <sup>3</sup> kWh)	販売額 (千円)	契約口数	販売電力量 (10 <sup>3</sup> kWh)	販売額 (千円)	電灯		電力		
						販売電力量 (10 <sup>3</sup> kWh)	販売額 (千円)	契約口数		販売電力量 (10 <sup>3</sup> kWh)
北海道										
東北										
関東										
中部										
北陸										
関西										
中国										
四国										
九州										

沖縄										
合計										

2 特定小売供給約款による供給の販売額

旧供給区域	特定小売供給約款による供給の販売額 (千円)		
	高圧	低圧	
		電灯	電力

- 備考 1 みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者は、2については記載する必要はない。  
 2 みなし小売電気事業者は、2に加えて1についても記載すること。また、1については特定小売供給を含めた数値を記載すること。  
 3 1においては、一般送配電事業者の供給区域ごとに記載すること。  
 4 その他需要の欄には、建設工事用電力及び事業用電力に当たる内容を記載すること。  
 5 2の旧供給区域の欄には、みなし小売電気事業者として特定小売供給を行っている旧供給区域を記載すること。  
 6 沖縄電力株式会社以外は特定小売供給約款による供給の高圧の欄には記載する必要はない。  
 7 検針日が月末ではないこと、需要家によって検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。  
 8 販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第16条第2項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。  
 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第2表 低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等

電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年 月 日

年 月～ 月分 小売電気事業者名 \_\_\_\_\_

メニュー名	1	2
供給区域		
適用開始日		
料金設定方法	料金設定の種別 (該当するものに○を記入)	二部料金制
		単部料金制
		完全従量料金制
		定額料金制
その他 _____		
料金設定方法の概要		
燃料費調整の有無		
契約事務手数料等	契約事務手数料等の有無	
	契約事務手数料等の金額(円)	
契約期間・違約金等	契約期間	
	違約金等の定めの有無	
違約金等の金額(円)又はその設定方法		

長期契約割引の内容	長期契約割引の有無		
	割引金額(円/月)		
	長期契約割引の適用に必要な契約期間 上記期間内に解約した場合の違約金等の金額(円) 又はその設定方法		
その他の割引	長期契約割引以外の割引の金額(円)及びその設定方法		
小売供給の特長とする事項	電源の種類等を小売供給の特長とする契約条項の有無		
セット販売	契約条項の内容		
	他の商品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無 セットで販売される商品・役務		

- 備考 1 契約口数99以下の料金メニューについては、記載することを要しない。  
 2 契約口数が100以上の料金メニューについては、小売料金メニュー(特定小売供給メニューを除く。)ごとに記載すること(ただし、定型的でない料金メニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位3件以内の料金メニューに限って記載すること)。  
 3 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。  
 4 契約金、入金金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担(工事費等の実費負担を除く。)も含めて契約事務手数料等に含めること。  
 5 違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中で解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭

的負担(違約金の支払、預り金の返収等)も含めて違約金等に含めること。  
 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 第3表-1 再生可能エネルギー電気を供給の特長とする小売供給契約に係る販売電力量 \_\_\_\_\_年 月 日  
 電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年度分	小売電気事業者名	
	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		
電圧区分		
料金設定方法の概要		
再生可能エネルギー電気を供給の特長とする契約条項の内容		
年間販売電力量(kWh)		

2 低圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特長とする小売供給契約の料金設定方法、販売電力量等

年度分	小売電気事業者名	
	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		

料金設定方法	料金設定の種別(課税するものに○を記入)	二重料金制	
		教販料金制	
		完全定額料金制	
		定額料金制	
		その他	
料金設定方法の概要			
再生可能エネルギー電気を供給の特長とする契約条項の内容			
年間販売電力量(kWh)			

- 備考 1 小売料金メニューごとに記載すること。  
 2 供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 第3表-2 再生可能エネルギー電気を供給の特長とする小売供給契約を締結した再生可能エネルギー電気の電力量 \_\_\_\_\_年 月 日  
 電力・ガス取引監視等委員会 委員長 殿

年度分	小売電気事業者名						合計
	太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	
販売電力量(kWh)							
年度合計							

- 備考 1 再生可能エネルギー電気を供給の特長とする小売供給契約を締結した再生可能エネルギー電気の電力量(再生可能エネルギー電気を供給の特長とする小売供給契約以外に基づいて供給する電力量も含む。)を記載すること。  
 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律108号)第8条第1項の交付金の交付の対象となる再生可能エネルギー電気を含めて記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 インバランス発生状況  
電力・ガス取引関係等委員会 委員会 期 一般送配電事業者名

1. 対象事業者名等

対象事業者名	対称事業者名
パワリンググループ名	
パワリンググループコード	
対象事業者名(パワリンググループを形成する他の事業者名)	
契約時間(電量調整の時間)の年	

2. インバランス発生状況

日	時刻帯	インバランス発生電量(Wh)		インバランス調整単位
		発電側	小売側	
1日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
2日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
3日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
4日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
5日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
6日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
7日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
8日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
9日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
10日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
11日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
12日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
13日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
14日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
15日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
16日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
17日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
18日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
19日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
20日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
21日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
22日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
23日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
24日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
25日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
26日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
27日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
28日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
29日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
30日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			
31日	0:00-0:30			
	0:30-1:00			
	1:00-1:30			
	1:30-2:00			
	2:00-2:30			
	2:30-3:00			
	3:00-3:30			
	3:30-4:00			
	4:00-4:30			

9:00-9:30		
9:30-10:00		
10:00-10:30		
10:30-11:00		
11:00-11:30		
11:30-12:00		
12:00-12:30		
12:30-13:00		
13:00-13:30		
13:30-14:00		
14:00-14:30		
14:30-15:00		
15:00-15:30		
15:30-16:00		
16:00-16:30		
16:30-17:00		
17:00-17:30		
17:30-18:00		
18:00-18:30		
18:30-19:00		
19:00-19:30		
19:30-20:00		
20:00-20:30		
20:30-21:00		
21:00-21:30		
21:30-22:00		
22:00-22:30		
22:30-23:00		
23:00-23:30		
23:30-24:00		
24:00-24:30		
24:30-25:00		
25:00-25:30		
25:30-26:00		
26:00-26:30		
26:30-27:00		
27:00-27:30		
27:30-28:00		
28:00-28:30		
28:30-29:00		
29:00-29:30		
29:30-30:00		
30:00-30:30		









様式第 13 の 4 (内閣府令第一四号、平成二十一年一月三十一日現在) 一般使用  
 びん製造用フィルム生産用電気工作物製造品製造届書 年 月 日

届 出 所  
 氏 名 (個人にあつては姓及び氏名の両方)  
 電気関係労働者保護員 4 名のうち 1 名の氏名を記入する欄に記入し、びん製造用フィルム生産用電気工作物の製造品製造届書について提出します。  
 (代表者に記入する事項)

事業場の名称  
 事業場の所在地 甲  
 郵便番号 下頁に

電気工作物の品名(種類)

種類	製造						
番号	品名						

製造品目 1: びん製造用フィルム 2: 製紙用フィルム 3: その他  
 製造品目 4: その他の品名

製造品目  
 (その他の品名を記入する欄)

備考 1 製造用びん製造用フィルム生産用電気工作物の製造品製造届書には、製造品目 1 の品名を記入すること。  
 2 製造品目 1 の品名を記入する欄には、製造品目 1 の品名を記入すること。  
 3 用紙の大きさは、日本製菓規格 A とすること。

様式第 13 の 5 (内閣府令第一四号、平成二十一年一月三十一日現在) 一般使用  
 びん製造用フィルム生産用電気工作物製造品製造届書 年 月 日

届 出 所  
 氏 名 (個人にあつては姓及び氏名の両方)  
 電気関係労働者保護員 4 名のうち 1 名の氏名を記入する欄に記入し、びん製造用フィルム生産用電気工作物の製造品製造届書について提出します。  
 (代表者に記入する事項)

事業場の名称  
 事業場の所在地 甲  
 郵便番号 下頁に

電気工作物の品名(種類)

種類	製造						
番号	品名						

製造品目 1: びん製造用フィルム 2: 製紙用フィルム 3: その他  
 製造品目 4: その他の品名

製造品目  
 (その他の品名を記入する欄)

備考 1 製造品目 1 の品名を記入する欄には、製造品目 1 の品名を記入すること。  
 2 用紙の大きさは、日本製菓規格 A とすること。

様式第 13 の 6 (内閣府令第一四号、平成二十一年一月三十一日現在) 一般使用  
 製造用びん製造用フィルム生産用電気工作物製造品製造届書 年 月 日

届 出 所  
 氏 名 (個人にあつては姓及び氏名の両方)  
 電気関係労働者保護員 4 名のうち 1 名の氏名を記入する欄に記入し、製造用びん製造用フィルム生産用電気工作物の製造品製造届書について提出します。  
 (代表者に記入する事項)

事業場の名称  
 事業場の所在地 甲  
 郵便番号 下頁に

電気関係労働者保護員  
 氏名 (個人にあつては姓及び氏名の両方)  
 (製造品目 1 の品名を記入する欄に記入する事項)

製造品目  
 (その他の品名を記入する欄)

(参考)

製造用びん製造用フィルム生産用電気工作物製造品製造届書

氏名 (個人にあつては姓及び氏名の両方)  
 事業場の名称  
 事業場の所在地 甲  
 郵便番号 下頁に

電気関係労働者保護員  
 氏名 (個人にあつては姓及び氏名の両方)  
 (製造品目 1 の品名を記入する欄に記入する事項)

備考 1 製造品目 1 の品名を記入する欄には、製造品目 1 の品名を記入すること。  
 2 製造品目 1 の品名を記入する欄には、製造品目 1 の品名を記入すること。  
 3 製造品目 1 の品名を記入する欄には、製造品目 1 の品名を記入すること。  
 4 用紙の大きさは、日本製菓規格 A とすること。

様式第14（第6条関係）（PDF添付用）（PDF添付用）（PDF添付用）（PDF添付用）

電力小売取引監視等委員会 委員名 簿

氏名	氏名	氏名	氏名
1	2	3	4

- 備考 1 登録目的欄に社、商号と取引所の名称として登録された旨は記載するもの。
- 2 本表は記録簿に於ける全ての取扱い取引所の委員の増減を記載するもの。
- 3 関係の大半は、日本経済新聞A4に於けること。